

○令和6年度 運営指導における主な指摘事項（共通事項）

| 番号 | 種類 | 区分 | 項目 | 根拠 | 指摘事項 | 県事務所 |
|----|----|-------|--------------|--|--|--------|
| 1 | 共通 | 4 報酬 | サービス提供体制強化加算 | <ul style="list-style-type: none"> 平成12年3月8日老企第40号「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（短期入所サービス及び特定施設入居者生活介護に係る部分）及び指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について」第2の2（28） 指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（訪問通所サービス、居宅療養管理指導及び福祉用具貸与に係る部分）及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について（平成12年3月1日老企第36号）第2の8（28）（第2の3（9）④準用） 指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（短期入所サービス及び特定施設入居者生活介護に係る部分）及び指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について（平成12年3月8日老企第40号）第2の3（15）①及び第2の6（45）（第2の（21）①準用） | 常勤換算方法より算出した前年度（3月を除く。）の平均を用いた職員の割合を分かるようにすること。 | 恵那県事務所 |
| 2 | 共通 | 3 運営 | 運営規程 | <ul style="list-style-type: none"> 介護保険法（平成9年12月17日法律第123号）第75条 介護保険法施行規則（平成11年3月31日厚生省令第36号）第131条第1項第1号 岐阜県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例（平成24年12月26日条例第77号）第29条 | 運営規程を変更していたが、県に届出していなかった。運営規程を変更した場合は、変更後10日以内に県へ届け出ること。 | 恵那県事務所 |
| 3 | 共通 | 3 運営 | 運営規程 | <ul style="list-style-type: none"> 岐阜県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例（平成24年12月26日条例第77号）第97条第5項、第238条第2号（第29条準用） | 運営規程に、以下の事項について記載をすること。 <ul style="list-style-type: none"> 虐待の防止のための措置に関する事項 緊急やむを得ない場合に身体的拘束等を行う際の手続 | 恵那県事務所 |
| 4 | 共通 | 5 その他 | 教養娯楽費 | <ul style="list-style-type: none"> 通所介護等における日常生活に要する費用の取扱いについて（平成12年3月30日老企第54号） 「その他の日常生活費」に係るQ&A（平成12年3月31日厚生省老人保健福祉局介護保険制度施行準備室事務連絡）問1） | 教養娯楽費として1日●●円を利用者から毎月、日単位で徴収しているが、教養娯楽としてのクラブやレクリエーションの参加の有無等が不明であった。 教養娯楽費について検討したうえで、利用者毎に毎日、教養娯楽の参加の有無を記録等でわかるようにすることが望ましい。 | 恵那県事務所 |
| 5 | 共通 | 3 運営 | 虐待の防止 | <ul style="list-style-type: none"> 岐阜県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例（平成24年12月26日条例第77号）第244条及び第256条（第38条の2準用） 岐阜県指定居宅サービス等及び介護予防サービス等に関する基準要綱第3の11（3）ク及び第3の12（3）ク（岐阜県指定居宅サービス等及び介護予防サービス等に関する基準要綱第3の6（3）サ） | 「虐待の防止のための指針」には、次のような項目も盛り込むこと。 <ul style="list-style-type: none"> 虐待の防止のための職員研修に関する基本方針 虐待等が発生した場合の対応方法に関する基本方針 虐待等が発生した場合の相談・報告体制に関する事項 成年後見制度の利用支援に関する事項 虐待等に係る苦情解決方法に関する事項 利用者等に対する当該指針の閲覧に関する事項 その他虐待の防止の推進のために必要な事項 | 恵那県事務所 |
| 6 | 共通 | 3 運営 | 利用料等の受領 | <ul style="list-style-type: none"> 通所介護等における日常生活に要する費用の取扱いについて（平成12年3月30日老企第54号）2② | 日常生活費として、日用品費の内訳を明らかにすること。 | 恵那県事務所 |
| 7 | 共通 | 3 運営 | 事故発生時の対応 | <ul style="list-style-type: none"> 岐阜県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例（平成24年12月26日条例第77号）第38条第1項 H30.10.1「岐阜県介護保険施設等における事故等発生時の報告事務取扱要領」 岐阜県指定居宅サービス等及び指定介護予防サービス等に関する基準要綱第3の8（3）ナ（第3の1（3）へ準用） 平成30年10月1日岐阜県健康福祉部高齢福祉課「岐阜県介護保険施設等における事故等発生時の報告事務取扱要領」 | 施設内において発生した事故等においては、施設側の過失の有無は問わず、利用者自身や第三者に起因するものであっても報告をすること。 また、発生（発見）から1週間以内に県へ報告をすること。 | 恵那県事務所 |

○令和6年度 運営指導における主な指摘事項（訪問系サービス）

| 番号 | 種類 | 区分 | 項目 | 根拠 | 指摘事項 | 県事務所 |
|----|-------------|------|-----------------------|---|---|--------|
| 1 | 訪問介護 | 3 運営 | 訪問介護計画の作成 | ・岐阜県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例（平成24年12月26日条例第77号）第24条第2項 ・岐阜県指定居宅サービス等及び指定介護予防サービス等に関する基準要綱第3の1(3)ㄱ(7) | 訪問介護計画が作成されていないまま、訪問介護を提供している事例を確認した。 訪問介護の提供に当たっては、訪問介護計画に基づき、利用者が日常生活を営むのに必要な援助を行うこと。既に居宅サービス計画が作成されている場合は、当該計画の内容に沿って作成すること。 | 恵那県事務所 |
| 2 | 訪問介護 | 4 報酬 | 訪問介護の所要時間の算定 | ・指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成12年2月10日厚生省告示第19号）別表1イ～ハ注1 | 訪問介護計画が作成されていないまま、訪問介護費を算定した事例を確認した。 訪問介護の報酬については、実際に行われた訪問介護の時間ではなく、訪問介護計画において位置付けられた内容の訪問介護を行うのに要する標準的な時間とすること。 | 恵那県事務所 |
| 3 | 訪問介護 | 4 報酬 | 初回加算 | ・指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成12年2月10日厚生省告示第19号）別表1ニ注 | 訪問介護計画が作成されていないまま、初回加算を算定した事例を確認した。 初回加算は新規に訪問介護計画を作成した利用者に対して、算定すること。 | 恵那県事務所 |
| 4 | 訪問介護 | 1 人員 | 訪問介護費の所定単位数の算定 | ・介護保険法(平成9年12月17日法律第123号)第8条第2項 ・介護保険法施行令(平成10年12月24日政令第412号)第3条第1項 ・岐阜県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例（平成24年12月26日条例第77号）第6条第1項 ・指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成12年2月10日厚生省告示第19号）別表1注1、注2 | 訪問介護員等としての資格を有しない従業員が令和利用者者にサービス提供して介護報酬を請求したことを確認した。 訪問介護員等の資格を有しない従業員が利用者者にサービスを提供したケースは、訪問介護費の所定単位数は算定できない。 | 恵那県事務所 |
| 6 | 訪問介護 | 4 報酬 | 2人の訪問介護員等による訪問介護の取扱い等 | ・介護保険法(平成9年12月17日法律第123号)第8条第2項 ・介護保険法施行令(平成10年12月24日政令第412号)第3条第1項 ・岐阜県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例（平成24年12月26日条例第77号）第6条第1項 ・指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成12年2月10日厚生省告示第19号）別表1注2、注8 | 訪問介護員等としての資格を有しない従業員が令和利用者者にサービス提供して介護報酬を請求したことを確認した。 2人の訪問介護員等による訪問介護のうち、訪問介護員等の資格を有しない従業員が利用者者にサービスを提供したケースは1人分の所定単位数は算定できない。 | 恵那県事務所 |
| 7 | 訪問介護 | 4 報酬 | 特定事業所加算（Ⅱ） | (指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（訪問通所サービス、居宅療養管理指導及び福祉用具貸与に係る部分）及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について（平成12年3月1日老企第36号厚生省老人保健福祉局企画課長通知）第2の2(12)①ロ) | 会議の開催状況について、その概要を記録すること。 | 恵那県事務所 |
| 8 | 訪問介護 | 3 運営 | 訪問介護計画の作成等 | ・岐阜県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例（平成24年12月26日条例第77号）第24条第2項第4号及び第28条第2項第2の2号 | サービス内容に変更があったが、居宅サービス計画及び訪問介護計画の変更がなされていなかったため、必要に応じて変更を行うこと。 尚、訪問介護計画書の変更にあたってサービス提供責任者は居宅介護支援事業者等に対し、利用者の心身の状態及び生活の状況に係る必要な情報の提供を行うこと。 | 恵那県事務所 |
| 9 | (介護予防) 訪問看護 | 3 運営 | 訪問看護計画書及び訪問看護報告書の作成 | ・岐阜県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例（平成24年12月26日条例第77号）第68条第2項 ・指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成12年2月10日厚生省告示第19号）別表1ニ注 | 初回加算を算定したケースについて、新規に訪問看護計画書を作成したが、同月に利用者の同意を得たことが書面等で確認できなかった。 初回加算を算定するにあたって、訪問看護計画書に利用者の同意を得たことを確実にわかるようにすること。 | 恵那県事務所 |
| 10 | (介護予防) 訪問看護 | 4 報酬 | 複数名訪問加算（Ⅱ） | ・岐阜県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例（平成24年12月26日条例第77号）第73条（第20条第1項準用） ・指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（訪問通所サービス、居宅療養管理指導及び福祉用具貸与に係る部分）及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について（平成12年3月1日老企第36号厚生省老人保健福祉局企画課長通知）第2の4(12) | 緊急に必要となった事案ではあるが、複数名による訪問看護が必要な理由を訪問看護記録等に記載されていないことを確認した。複数名による訪問看護が必要な理由を記録すること。 | 恵那県事務所 |

○令和6年度 運営指導における主な指摘事項（通所系サービス）

| 番号 | 種類 | 区分 | 項目 | 根拠 | 指摘事項 | 県事務所 |
|----|-------------|------|------------------|--|---|--------|
| 1 | 通所介護 | 3 運営 | 通所介護の取扱方針 | ・岐阜県指定居宅サービス等及び指定介護予防サービス等に関する基準要綱（平成25年4月1日）第3の6の(3)イ(エ) | 通所介護は、事業所内でサービスを提供することが原則であるが、事業所の屋外でのサービスを提供する場合、あらかじめ通所介護計画に位置付けられていること。 | 恵那県事務所 |
| 2 | 通所介護 | 3 運営 | サービス提供の記録 | ・岐阜県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例（平成24年12月26日条例第77号）第103条（第20条 準用） | 屋外サービスの場合でも、具体的なサービスの内容を記録すること。 | 恵那県事務所 |
| 3 | 通所介護 | 4 報酬 | 個別機能訓練加算（I）ロ | ・指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（訪問通所サービス、居宅療養管理指導及び福祉用具貸与に係る部分）及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について（平成12年3月1日老企第36号厚生省老人保健福祉局企画課長通知）第2の7（13） ・岐阜県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例（平成24年12月26日条例第77号）第103条（第20条 準用） | 3月に1回以上、利用者の居宅を訪問した上で、利用者の居宅における生活状況を確認したことを記録すること。また、個別機能訓練に関する記録（実施時間、訓練内容、担当者等）を作成すること。記録については、利用者ごとに保管され、常に閲覧が可能であるようにすること。 | 恵那県事務所 |
| 4 | 通所介護 | 3 運営 | 通所介護計画の作成等 | ・岐阜県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例（平成24年12月26日条例第77号）第96条第2項第3号） | 通所介護計画書を利用者に交付すること。 | 恵那県事務所 |
| 5 | 通所リハビリテーション | 3 運営 | 通所リハビリテーション計画の作成 | ・岐阜県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例（平成24年12月26日条例第77号）第129条第1項） | 通所リハビリテーション計画のサービスの内容等に入浴を位置付けていないケースを確認した。 通所リハビリテーション計画にリハビリテーションの目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した通所リハビリテーション計画を作成すること。 | 恵那県事務所 |

○令和6年度 運営指導における主な指摘事項（居住系サービス）

| 番号 | 種類 | 区分 | 項目 | 根拠 | 指摘事項 | 県事務所 |
|----|-------------|------|-----------------|---|---|--------|
| 1 | 特定施設入居者生活介護 | 3 運営 | 介護 | ・岐阜県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例（平成24年12月26日岐阜県条例第77号第212条第1項、第4項） | 介護は、利用者の心身の状況に応じ、利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、適切な技術を持って行うこと。 | 恵那県事務所 |
| 2 | 短期入所療養介護 | 4 報酬 | 個別リハビリテーション実施加算 | ・指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（短期入所サービスおよび特定施設入居者生活介護に係る部分）及び指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について（平成12年3月8日老企第40号）第2の3（3） | リハビリテーション計画書の作成に当たっては、医師、看護職員、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士等が共同して作成したことがわかるように記録すること。また、リハビリテーション計画書に目標（解決すべき課題）、具体的支援内容、頻度、期間、時間、リハビリテーションの長期目標、短期目標について具体的に記載することが望ましい。 | 恵那県事務所 |
| 3 | 短期入所生活介護 | 3 運営 | 指定短期入所生活介護の取扱方針 | ・岐阜県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例（平成24年12月26日条例第77号）第142条第5項） ・「身体拘束ゼロへの手引き」平成13年） | 身体的拘束等は「切迫性」・「非代替性」・「一時性」の3つの原則を踏まえ、必要最低限となるよう、まずは、身体的拘束等適正化委員会にて、身体的拘束を行う時間の再検討を行うこと。 また、身体的拘束等の実施時間は実際に身体的拘束等を行った時間を記載すること。 | 恵那県事務所 |

○令和6年度 運営指導における主な指摘事項（福祉用具貸与・特定福祉用具販売）

| 番号 | 種類 | 区分 | 項目 | 根拠 | 指摘事項 | 県事務所 |
|----|--------|------|--------------|--|---|--------|
| 1 | 福祉用具貸与 | 3 運営 | 福祉用具貸与計画の作成等 | （岐阜県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例（平成24年12月26日条例第77号）第239条第2項第5号） | 福祉用具貸与計画作成後のモニタリング結果について、一部のケースに記録がないことを確認したので記録すること。 | 恵那県事務所 |

○令和6年度 運営指導における主な指摘事項（施設系サービス）

| 番号 | 種類 | 区分 | 項目 | 根拠 | 指摘事項 | 県事務所 |
|----|----------|------|----------------------|---|---|--------|
| 1 | 介護老人保健施設 | 3 運営 | 介護保険施設サービスの取扱方針 | ・岐阜県介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例第16条第3項 | 入所者又はその家族に対し、適切な援助等が適切に行われていないケースを確認した。 介護老人保健施設の従業者は、懇切丁寧を旨とし、療養上必要な事項について、説明を行うこと。 | 恵那県事務所 |
| 2 | 介護老人保健施設 | 4 報酬 | 経口維持加算（I） | ・指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準及び指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について（平成12年3月8日老企第40号）第2の6（30）（第2の5の（30）準用） | 継続して経口による食事の摂取を進めるための特別の管理が必要であるためのもとして、医師の指示をいつ受けたかわかるようにすること。 | 恵那県事務所 |
| 3 | 介護老人保健施設 | 4 報酬 | 短期集中リハビリテーション実施加算（I） | ・指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（短期入所サービスおよび特定施設入居者生活介護に係る部分）及び指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について（平成12年3月8日老企第40号）第2の6（14）⑥ | リハビリテーション計画書に目標（解決すべき課題）、具体的支援内容、頻度、期間、時間を記載すること。また、リハビリテーションの長期目標、短期目標について具体的に記載すること。 | 恵那県事務所 |
| 4 | 介護老人福祉施設 | 4 報酬 | 個別機能訓練加算（I） | ・指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（短期入所サービス及び特定施設入居者生活介護に係る部分）及び指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について平成12年3月8日老企第40号第2の5（16）③ | 個別機能訓練計画書の個別機能訓練項目に（実施時間、主な実施者等）を記載すること。 | 恵那県事務所 |
| 5 | 介護老人福祉施設 | 3 運営 | 施設サービス計画の作成 | ・岐阜県介護老人保健施設の人員、設備及び設備並びに運営に関する基準を定める条例（平成24年12月26日条例第80号）第17条第2項第6号） ・岐阜県介護老人保健施設の人員、設備及び設備並びに運営に関する基準要綱第2の3（12）キ） | 施設サービス計画（原案）について、文書により同意を得ていない事案を1ケース確認したので、文書により同意を得ること。 | 恵那県事務所 |